

屋外広告物等許可申請書

令和 年 月 日

(あて先) 入間市長

申請者 住所

氏名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話

次のとおり屋外広告物等を表示・設置したいので、埼玉県屋外広告物条例第6条第1項(第7条第5項)の規定により申請します。

	住 所		氏名又は名称		電 話
管 理 者	資 格	屋外広告業者・屋外広告物講習会修了者・屋外広告士・その他()			
	第 号				
工 事 施 工 者					
意 匠 設 計 者					
工 事 予 定 期 間	着工予定日	令和 年 月 日	完了予定日	令和 年 月 日	
屋外広告物等の種類、数量、規模、色彩並びに表示・設置の場所及び期間	種 類		数 量	m ² ・枚・個・張 本・基・台	
	規 模	(縦) m × (横) m × (面数) × (合計面積) m ²			
	色 彩	使用されている色のうち面積が最大の箇所		左記の色の色相 / 明度 / 彩度	
		文字・背景・マーク・その他()			
	表示・設置の場所			表示・設置の期間	令和 年 月 日 令和 年 月 日
道路占用許可年月日番号等	年 月 日 第 号				
※受付年月日	※算定手数料(数量)(単価)	円	×	=	円
	(合計)	円			
	※		第 号 令和 年 月 日		
	申請者 様		入間市長 印		
	令和 年 月 日付けで申請のあった屋外広告物等の表示・設置については、埼玉県屋外広告物条例第6条第1項(第7条第5項)の規定により、申請のとおり(次の条件を付して)許可する(しない)。				
	条件※				

注1 該当する事項を○で囲むこと。

- 2 色彩欄については、条例第6条第1項（第7条第5項）の規定による許可の申請の場合に記入すること。
- 3 色相／明度／彩度については、産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格Z8721に規定する表示方法により記入すること。
- 4 埼玉県屋外広告物条例施行規則第2条の2を順守すること。
- 5 ※印の欄には記入しないこと。

（添付書類）

- ・ 案内図、周囲の状況の図面又は写真
- ・ 広告物の仕様書及び設計図
- ・ 所有者等の借用承諾書等
- ・ 広告物の上端の高さが4mを超える場合、管理者の資格を証する書類
- ・ 自主点検結果確認書（既に設置されている広告物等に広告物を表示する場合のみ）
- ・ 委任状
- ・ その他（必要に応じて）

教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に入間市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、入間市を被告として提訴しなければなりません。この場合、当該訴訟において入間市を代表する者は、入間市長です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。